様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">高額介護サービス費の支給</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td colspan="2">介護保険法（平成９年法律第 123 号）</td><td>（条項）第５１条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基　準　法　令　名</td><td colspan="2">介護保険法（平成９年法律第 123 号）</td><td>（条項）第５１条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）</td><td>（条項）第２２条の２第１項から第１０項まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）</td><td>（条項）第８３条の２及び第８３条の３</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">健康保険部　　介護保険課　　資格給付係</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>（申請締日より）２０日</td><td>法 定 処 理 期 間</td><td>── 日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

高額介護サービス費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。

なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。

＜参　考＞

【根拠法令】

介護保険法

（高額介護サービス費の支給）

第５１条　市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

２　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。